

SPC JINJIKEN NEWS



30年度に向けた物流対策指針まとめ (2/17)

政府は16日、「物流の2024年問題」の対策指針となる中長期計画をまとめた。24年度にトラック運転手の賃金を10%引き上げるほか、30年度までに荷待ち時間を1人当たり年間125時間削減することや、共同配送を促して積載率を6ポイント高めて44%にすることなどをめざす。こうした取組みを事業者が義務づけるため、物流関連2法の改正案も国会に提出されている。

業界団体が偽装フリーランス防止手引作成 (2/21)

形式的にはフリーランスでも実態が労働者と変わらない「偽装フリーランス」の問題をめぐって、業界団体であるプロフェッショナル&パラレルキャリア・フリーランス協会が、偽装フリーランスに当たるかの判断をやすくする手引を作成、20日に公表した。具体的な例を多く挙げ、発注企業向けチェックリストも収録した。

男性育休 100人超の企業に取得目標設定義務化 (2/26)

厚生労働省は、従業員100人超の企業に対し、一般事業主行動計画への男性従業員の育児休業取得率の目標値設定と公表を義務付ける次世代育成支援対策推進法の改正案を、今国会に提出する。約5万社が対象で、2025年4月施行を目指す。100人以下の企業に対しては、目標値の設定を努力義務とする。

日本で就職する留学生在の在留資格変更柔軟に (3/1)

出入国在留管理庁は2月29日、在留資格に関連する告示と運用指針を改正した。専門学校等を卒業した留学生に日本での就職を促すため、文科相の認定課程を修了した学生らが日本で働く場合に、在留資格を「留学」から高度人材に相当する「技術・人文知識・国際業務」に変更する際、専攻科目と就業分野の関連性が低くても認めるなど、従事できる業務の幅を広げる。

マイナンバーカードの全機能をスマホに搭載 (3/5)

政府は5日、マイナンバー法などの改正案を閣議決定、国会に提出した。マイナンバーカードのICチップが備える3つすべての機能をスマートフォンに搭載できるようにし、マイナンバーカードをスマホにかざしたり画像を撮影して送ったりしなくても本人確認ができ、実物のカードが手元になくともスマホのみで様々な手続きができるようにする。今国会で成立させ、2025年夏以降の運用開始を目指す。

改正育児介護休業法案を閣議決定 (3/12)

政府は12日、育児介護休業法の改正案を閣議決定、国会に提出した。男性の育児休業取得率開示を義務付ける企業を1,000人超から300人超に拡大し、100人超の企業には取得率の目標値の公表を義務付ける。子が3歳になるまでテレワークで働ける環境を整えることを事業主の努力義務とするほか、残業免除は小学校就学前までに延長し、看護休暇の取得理由を緩和

する。また、介護離職者を減らすため、40歳となったすべての従業員に介護休業など支援制度を周知することも義務化する。今国会で成立のうえ、改正項目の大半について令和7年4月1日からの施行を目指す。

保育所落選狙い防ぐ ハローワークの書類審査厳格化 (3/15)

育児休業給付の受給期間を延ばすための落選狙いでの保育所の入所申請が相次いでいるため、労働政策審議会雇用保険部会は14日、ハローワークへの提出書類に入所申請日など詳細な内容の記入を義務付け、審査を厳格化する省令改正案を了承した。3月中にも改正し、半年ほど周知期間を設け、2025年4月の入所申請から適用する。

「育成就労」創設を盛り込んだ改正法案が国会提出 (3/16)

外国人技能実習制度を廃止し、「育成就労」制度を創設することを柱とする入国管理・難民認定法などの改正案が、15日に閣議決定、衆議院に提出された。新制度では、1～2年働けば本人の意向で同じ業種での転籍が可能となる。受入れ企業には「育成就労計画」の作成を求め、監理団体には外部監査人の設置を義務付ける。今国会で成立すれば、2027年までに運用が始まる見通しで、経過措置として新制度開始前に来日した技能実習生は所定の期間を終えるまで在留を認める。

大卒内定率が91.6%に (3/16)

文部科学省・厚生労働省による15日の発表によると、今春の大卒予定者の就職内定率は91.6%（2月1日時点。前年同期比0.7ポイント上昇）で、1996年度の調査開始以来3番目に高い水準となった。

企業向け外国人雇用責任者育成研修開始 (3/19)

厚生労働省は、3月下旬から外国人を雇用する企業の労務担当者向けに、1回3時間半で在留管理制度や労働関係法令、コミュニケーション方法などを学ぶ研修を始める。指針で雇用労務責任者の選任を求めているが選任していない企業が多いとみられ、関連法令の理解不足や言葉の壁を要因とした労使トラブルや違法行為が目立つため、研修を通じて底上げを図り、雇用労務責任者の選任を促す。

「特定技能」受入れ拡大へ (3/19)

政府は18日、国内の労働力不足を補うためとして、今後5年間の在留資格「特定技能」の受入れ見込み数の枠を82万人とする方針を自民党に示した。枠は5年ごとに設定することとされており、2019年には34万5,150人と設定していたが、新型コロナの水際対策などで受入れが想定を下回り、昨年末時点の在留者数は20万8,462人。

過労死等防止対策大綱見直し案が示される (3/20)

厚生労働省は19日、過労死等防止対策大綱の見直し案を示した。繰り返し過労死を発生させた企業に再発防止計画提出を求めるなどの指導強化、精神障害で労災認定を受けた労働者の勤務先企業に対する労働基準監督署によるメンタルヘルス対策の指導実施、フリーランス保護のため仕事の発注者側に対し配慮させる施策の推進、過労死防止の調査を行う重点業種への芸術・芸能分野の追加、勤務間インターバル制度「導入企業15%以上」の目標達成時期の後ろ倒し、などが盛り込まれた。5月に案をまとめ、今夏にも新しい大綱が閣議決定される予定。



重要

令和6年度の雇用保険の保険料率 前年度と同率(据え置き)

令和6年度の雇用保険の保険料率は、令和5年度の率と同じで決定いたしました。

令和6年度の雇用保険の保険料率

●令和6年度の雇用保険の保険料率と負担の内訳

事業の種類	内 訳 雇用保険率	失業等給付・育児休業給付の料率		
		被保険者負担分	事業主負担分	
いわゆる一般の事業	1,000分の15.5 〔1,000分の15.5〕	1,000分の6 〔1,000分の6〕	1,000分の6 〔1,000分の6〕	1,000分の3.5 〔1,000分の3.5〕
			計 1,000分の9.5 〔1,000分の9.5〕	
いわゆる農林水産業 清酒の製造の事業	1,000分の17.5 〔1,000分の17.5〕	1,000分の7 〔1,000分の7〕	1,000分の7 〔1,000分の7〕	1,000分の3.5 〔1,000分の3.5〕
			計 1,000分の10.5 〔1,000分の10.5〕	
いわゆる建設の事業	1,000分の18.5 〔1,000分の18.5〕	1,000分の7 〔1,000分の7〕	1,000分の7 〔1,000分の7〕	1,000分の4.5 〔1,000分の4.5〕
			計 1,000分の11.5 〔1,000分の11.5〕	

〔 〕は令和5年度の率

★雇用保険に関する保険料のうち、雇用保険二事業に充てる部分は、その全額を事業主の方々が負担しており、助成金の主な財源になっています。助成金についても、令和6年度に向けた新しい情報が徐々に公表されることになると考えられます。必要なものについては、適時お伝えするようにします。

施行済みの改正

「令和6年度の現物給与の価額」が決定

健康保険、船員保険、厚生年金保険及び労働保険においては、現物給与の価額を厚生労働大臣が定めることとされていますが、現物給与の価額をより現在の実態に即したものとするため、食事で支払われる報酬等に係る現物給与の価額が改正されました。

適用は、本年（令和6年）4月1日からとなります。

⑨ 今回は、住宅で支払われる報酬等に係る現物給与の価額については、改正はありません。



次ページへ続く

……………現物給与の価額（令和6年度）／食事で支払われる報酬等に係る現物給与の価額の一部……………

赤字が改正箇所 （単位：円）

都道府県名	食事で支払われる報酬等				
	1人1月当たりの 食事の額	1人1日当たりの 食事の額	1人1日当たりの 朝食のみの額	1人1日当たりの 昼食のみの額	1人1日当たりの 夕食のみの額
1 北海道	23,100	770	190	270	310
2 青森	22,200	740	190	260	290
3 岩手	22,200	740	190	260	290
4 宮城	22,200	740	190	260	290
5 秋田	22,500	750	190	260	300
6 山形	23,400	780	200	270	310
7 福島	22,500	750	190	260	300
8 茨城	22,200	740	190	260	290
9 栃木	22,500	750	190	260	300
10 群馬	21,900	730	180	260	290
11 埼玉	22,500	750	190	260	300
12 千葉	22,800	760	190	270	300
13 東京	23,400	780	200	270	310
14 神奈川	23,100	770	190	270	310
15 新潟	22,800	760	190	270	300
16 富山	23,100	770	190	270	310
17 石川	23,400	780	200	270	310

★本年4月から、一部の府県を除き、食事で支払われる報酬等に係る現物給与の価額が改正されます。現物給与として処理している食事代等がある企業では、改正の有無（改正がある場合はその金額）を必ずチェックしておく必要があります。お声かけくだされば、令和6年度の現物給与の価額の一覧表をご用意いたします。

要 確 認 労基法の協定届等の本社一括届出の範囲が拡大

令和6年2月23日から、1か月単位の変形労働時間制に関する協定届などについても、本社一括届出が可能となりました。ポイントを確認しておきましょう。

……………1か月単位の変形労働時間制に関する協定届などの本社一括届出のポイント……………

令和6年2月23日から、新たに本社一括届出の対象となった手続は、次の6手続です。

- ・1か月単位の変形労働時間制に関する協定
- ・1週間単位の変形労働時間制に関する協定
- ・事業場外労働に関するみなし労働時間制に関する協定
- ・専門業務型裁量労働制に関する協定
- ・企画業務型裁量労働制に関する決議
- ・企画業務型裁量労働制に関する報告

これらの協定届等は、本来であれば、事業場単位でそれぞれの所在地を管轄する労働基準監督署に届け出る必要がありますが、次の条件を満たす場合には、本社において各事業場の協定届などを一括して本社を管轄する労働基準監督署に届け出ることが可能となりました。

<本社一括届出が可能な要件>

- 電子申請による届出であること
- それぞれの手続について、一定の項目を除き記載内容が同一であること
- 事業場ごとに記載内容が異なる項目については、厚生労働省 HP 又は e-Gov の申請ページから Excel ファイル「一括届出事業場一覧作成ツール」をダウンロードし、内容を記入して添付すること

確 認 36 協定届、就業規則届、1年単位の変形労働時間制に関する協定届は、すでに本社一括届出が可能とされています。

★詳しい要件については、気軽にお尋ねください。